

## 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という）に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

なお、

（協力の内容）

第2条 乙が協力を行う内容は次のとおりとする。

- (1) 資機材提供
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急活動のため、レンタル資機材が必要となった場合は、応援要請書（様式第1号）をもって乙に要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材提供を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が資機材提供を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害の発生した直前の価格を基準として、乙が算出し甲が負担するものとする。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要した運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

（報告）

第6条 乙は、資機材提供を行ったときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 提供した資機材名及び数量
- (2) 資機材提供の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（補償）

第7条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進し、災害の発生に備えるため、甲及び乙は、平素から情報交換を行うとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を甲乙

協議の上、別に定める。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(旧協定の終了)

第12条 甲と乙が平成27年12月11日付けで締結した「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」は、この協定の締結日をもって終了とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)11月 2日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清元 秀泰

乙 大阪市中央区東心斎橋1-11-17  
西尾レントオール株式会社  
代表取締役社長 西尾 公志